参考資料

\bigcirc	団体の経営状況等の審査及び評価の仕組み1	29
\bigcirc	報告様式の解説1	30
\bigcirc	審査及び評価基準等1	33
\bigcirc	団体自己評価シート1	34
\bigcirc	県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例1	41
	(平成14年三重県条例第41号)	
\bigcirc	三重県外郭団体等改革方針(平成25年3月)(抜粋)1	42

団体の経営状況等の審査及び評価の仕組み

団体の経営状況等の審査及び評価の仕組みは、「団体の自己評価」、「知事等による審査及び 評価」、「議会への報告及び公表」から成り立っています。

(1) 団体の自己評価

県の出資割合が4分の1以上の法人(主要出資法人)及び県の出資割合が4分の1未満であるが県が筆頭出資者である法人(筆頭出資団体)が、決算書等により財務概況等を整理して「経営基本情報」を作成し、自己評価シートにより「目的、経営計画、事業、経営状況」という4つの部門における評価を、自ら実施します。

評価の結果、評価年度の取組状況・成果、団体の抱える経営課題、それらに対する取組 方針、さらに、団体の達成目標等を明らかにして、県に事業年度終了後3ヶ月以内に報告 します。

(2) 知事等による審査及び評価

知事等は、団体の自己評価の報告を受けて、これらの団体に対して、出資等を行っている立場から、「審査及び評価基準等」に基づき、審査及び評価を実施します。

審査及び評価の結果、団体の達成目標を含め、評価年度の取組状況や成果に対する評価 団体の抱える課題、それらに対する県の方針等を明らかにします。

(3) 議会への報告及び公表

知事は、審査及び評価の結果について議会へ報告するとともにインターネットにより公表します。

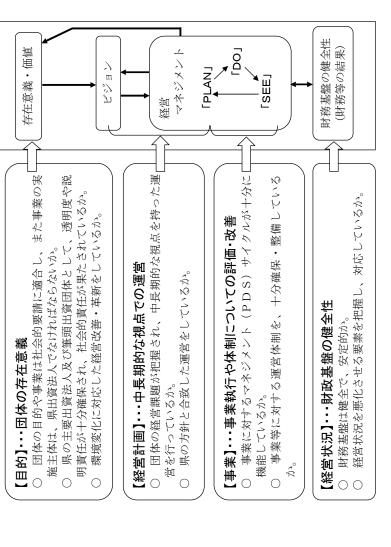
■ 報告内容 ■

報告内容は、団体毎に「経営基本情報」「団体自己評価結果」「知事等の審査及び評価結 果」の3つの部分から構成されています。

経営基本情報	団体の基本情報、主な事業内容、決算の概要、財務に関する主な指標、役職員の状況、県からの財政的支援及び団体の目標達成状況等を明らかにしています。
団体自己評価結果	団体が自ら評価を実施した内容を明らかにした部分です。目的、経営計画、事業、経営状況という4つの部門で、自己評価シートにより評価し、評点化するとともに、団体責任者が評価結果から把握した経営課題や今後の方針等を明らかにしています。
知事等の審査及び 評価結果	団体を所管する知事等が、出資等を行っている立場から、団体の実施した自己評価に対して、審査及び評価を実施した内容を記載しています。 知事等が団体に対する経営課題や方針等について明らかにしています。

※ 様式については130~132 ページを参照してください。

◆4つの部門(目的、経営計画、事業、経営状況)の趣旨◆



〇財務に関する主な指標		
指標	計算式	令和2年度 令和3年度 令和4年度
正味財産比率	正味財産/(負債+正味財産)	財務の安定性を示す指標で高い方が良い
安借入金依存率	借入金/(負債+正味財産)	財務の安定性を示す指標で低い方が良い
	経常収益/経常費用	財務の安定性を示す指標で高い方が良い
	自己収益/経常収益	財務の安定性を示す指標で高い方が良い
	当期経常増減額/経常収益	収益性を示す指標で高い方が良い
益 総資産当期経常増減率	当期経常増減額/(負債+正味財産)	収益性を示す指標で高い方が良い
+	人件費/経常費用	財務の効率性を示す指標で低い方が良い
	管理費/経常費用	[財務の効率性を示す指標で低い方が良い]
〇役職員の状況		(※派遣職員は含まない)
	令和2年度 令和3年度 令	令和4年度
常勤役員	日以上出勤している役員数	常勤役員の平均年齢・年収
うち、県退職者った。自派湯	\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-	K4 K4 K4 K4 K4 K4 K4 K4
常勤正規職員	(調3日以上出勤)、かつ期限付き採用でない職員	ス (11 24 元次) (党勒下規職員の平均年齢・年収
うち、県退職者		人 R4中均中断※:
その他職員		
つら、県政職名 〇目か、 色甲界 松土 博かぶ	\ \ \	
〇宗からの別収む又振るの	(田士· 4)用)) 今和9年度 今和3年度 今和4年度
季託料	/(: 知	13 412 41X
補助金 助成金		
負担金 借入金(期中に借り入れた数	(0 /5#)	当該年度中に県から受け入れた金額
その他県支出金(追加出資額等)	(安) III / 頁等)	
生	+	
借人金残局(期末残局) 春怒 묟 虾嫍(期末珠宫)		
長期 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大		当該年度末の残高
損失補償契約に係る債務残	高(期末残高)	
〇団体の目標達成状況等 ●中長期経営計画の策定の有無		
有計画期間		無 策定予定時期
●中長期経営計画による目標及びその達成状況	目標及びその達成状況	
皿		:
	山体が策定した中長期経宮計画に掲げている目標及ひその達成状況	なひその達成状況
●年次事業計画による達成目標	式目標	
完 令和4年度目標		
性 令和4年度実績		
標 令和5年度目標		
指標	数値目標 単位	令和3年度 令和4年度 令和5年度
量 ― 団体が掲げてい	国体が掲げている達成すべき定量目標 <u>目標</u>	
	200	

【経営基本情報】					
〇団体の基本情報					
所在地					
HPアドレス					
電話番号			FAX番号		
設立年月日	団体の	団体の設立年月日、及0	び設立後の統合等	阜、重要な変更の内容	内容
代表者			県所管部等		
県出資額		Œ	県出資割合		
団体の目的		4	基本財産等のうち	基本財産等のうち県出資額の占める割合	5割合
〇主な事業内容					
[事業規模]	1	1	(単位:千円)		
事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備考	ЖP
(1) 全事集合計に占める割合					
(2) 全事集合計に占める割合					
(3) 全事集合計に占める割合	- 令和4年度	きの事業規模(事)	業費、売上高等)(令和4年度の事業規模(事業費、売上高等)の上位3事業の事業規模	業規模
(4) (1)~(3)以外の事業	_				
全事集合計に占める割合 人士 巻 ヘミ					
※各数値は干円未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合があります。また、割合についても内訳の計が 100%にならない場合があります。	五入しているため、1 ります。	合計と内訳の計が一多	炎しない場合がありま	す。また、割合につい	ても内訳の計が
[事業の概要]					
	上記の表に記載した事業の概要	カー・			
(4)					
〇財務概況		1	1	1	
-		(単位:千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		(a)			
株常費用		(p)			
		(c) = (a) - (b)			
/# 当期経常外増減額 増 (経常外収益一経常外費用)	〔 常外費用〕	(P)			
	産増減額	(e) = (c) + (d)			
	産増減額	(f)			
	減額合計	(g) = (e) + (f)			
資産					
	負債	(4)			
李本	批				
	I	般正味財産 (j)			
	正味財産	(k) = (i) + (j)			

団体名 日本会主な指標

【団体自己評価結果】				
目的 3.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0		令和 比率	2年度 令和3年度 評価 比率 評価	令和4年度 比率 ॗ評価
自己評価による各部門での比率 (令和4年度)		日的	「比率」:「団体自己評価シート」に基づ	J.
経営状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		経営計画	いた各部門ごとの評点	Ħ
		** #	計画コ:トロスが記ったった人へつの評価	計画
**************************************		経営状況		
A(90%~100%):良好な事象や傾向がみられる C(30%~ 59%):改善を要する		B(60%~89%): やや良好な事象や個D(0%~29%):大いに改善を要する	B(60%~89%): やや良好な事象や傾向がみられる D(0%~29%):大いに改善を要する	20
《団体自己評価表》	ジート	への回答		
1. 目的に対する評価			比率 評価	
1 団体の目的は現在でも社会的要請があるか	2	事業構成比率は回	事業構成比率は団体の目的からみて適正か	
2 民間企業等が事業の実施主体となること は不可能か	9	団体が設定してい 的の達成に寄与す	団体が設定している目標は、目的や行政目 的の達成に寄与する指標となっているか	
3 県との役割分担を踏まえ、団体で実施する 3 メリットがあるか	7	社会経済状況に応いるか	社会経済状況に応じ経営改善に取り組んで いるか	
事業内容は目的に対し意義・効果が認め	8		県民に対し情報公開・情報提供しているか	

Į			
7	2. 経営計画に対する評価		
٦	経営基本方針等を定め、役員・職員に浸	- 4	年次事業計画と実績との差異を分析し、改善
_	透しているか	0	しているか
٢	一年 田	9	中長期経営計画、年次事業計画は県の方針
7	十文地本田門町名朱んの、年日のたらの。	_	を反映したものとなっているか
Ľ	外部環境、経営資源を把握、評価し、中長	1	計画目標達成のため、人材育成・能力開発を
יט	3 期経営計画に盛り込んでいるか	`	行っているか
Ľ	中長期経営計画と実績との差異を分析し、	_	計画の実施にあたり、進捗管理の体制が十
4	計画を見直しているか	0	少に整備されているか

Ш

╛	同日の名のである。	-	ガー笠哺られているか	7
ω	3. 事業に対する評価		比率	
-	団体の事業全体について、成果は十分に 上がっているか	9	6 内部統制は十分に実施されているか	
2	2 事業毎に目標を設定しているか	7	7 危機管理体制は十分に整備されているか	
3	3 目標の達成状況を評価・活用しているか	8	8 組織体制は十分に整備されているか	
4	4 顧客ニーズ及び顧客満足度を把握しているか	6	9 管理費比率及び人件費比率は適正か	
2	顧客からの問い合わせ、意見等への対応 は適切か	10	10 事業毎に損益を分析し、活用しているか	
				i

卌

	にも過りない			
4.	4. 経営状況に対する評価			比率 評価
-	収支の状況は健全であるか		6 開発用 が が が が が が	開発用不動産等及び有価証券等の含み損 益を把握しているか
2	累積欠損金が発生していないか、債務超 過ではないか		債権管	7 債権管理は十分か
3	3 財務基盤についての指標は適正か	3	借入金	8 借入金は返済可能か
4	4 収益における県への依存度は適正か	- 57	基本則	9 基本財産や運用財産を適正に運用しているか
5	5 総資産当期経常増減率は適正か	1) 必要な	10 必要な額の特定資産が設定されているか

回答①=5点、②=3点、③=1点、④=0点とし各部門ごとに比率を算出しています。 比率=(合計点)/(総回答数×5点)×100 ×

	令和4年度コメント		トジの証価禁用な 終帯理期 別名古代第二部十名団体のコペン			上記4部門を総括した団体のコメント	
《団体自己評価コメント》		94 目	匣垾嶌琌	華	経営状況	終枯コメント	

団体名

【知事等の審査及び評価結果】

+:団体自己評価結果に比べて高く評価(良好な点が認められる) -:団体自己評価結果に比べて低く評価(課題が認められる) 空白:団体自己評価結果と概ね同じ評価 団体の所管部局が、各分野の自己評価結 果を審査及び評価したコメント ※県として法人の取組状況や成果等につい て、より評価できる点や課題が認められる 令和4年度コメント 点を記入 令和3年度 令和4年度 団体の所管部局が、各部 門の自己評価結果を審査 ※団体の自己評価と比べ て高く評価した(良好な点 「十」、低く評価した(課題 「一」を記入し、概ね同じ が認められる)場合は が認められる)場合は 評価の場合は空白 及び評価した結果 令和2年度 田 田 口 評 笛 団体 自己評価 四 四 二 二 二 二 二 県の評価 県の評価 県の評価 県の評価 経営計画 経営状況 宏 쌞

《知事等の総括コメント》

・法人全般についての取組状況、成果、事業実施の状況 ・法人の自己評価の内容 ・法人が抱える課題とそれらに対する法人の取組方針 上記審査及び評価を踏まえた県の立場からのコメント ・今後の県の方針 (記載項目)

審査及び評価基準等

平成14年9月30日制定 平成19年3月19日改定 平成23年5月23日改定

- 1 これは、県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例第9条第2 項の規定により、県が審査及び評価を実施する際の基準である。
- 2 審査及び評価は、法人からの報告を受け、法人の目的、事業、経営計画及 び経営状況について、「必要性」「効率性」「有効性」「市場性」の観点から実 施するものとする。
- 3 2に規定する観点は次のとおりとする。
- (1) 「必要性」の観点
 - ・法人の目的や実施事業が、県民や社会のニーズに照らして妥当か
 - ・法人の目的や実施事業が、設置根拠となっている法律等、上位の目的と 照らして妥当か
- (2) 「効率性」の観点
 - ・投入された資源量に見合った結果が実際に得られているか
 - ・必要な結果がより少ない資源量で得られる方法がないか
 - ・同一の資源量でより大きな結果が得られる方法がないか
- (3) 「有効性」の観点
 - ・事業の実施により、期待される効果が実際に得られているか
 - ・事業実施にあたり的確な目標を設定しているか
- (4) 「市場性」の観点
 - ・県民や社会のニーズ等、事業を取り巻く環境を的確に把握しているか
 - ・把握したニーズ等を事業内容に反映しているか
- 4 県は、審査及び評価を行った結果について、「団体自己評価」の「知事等の 審査及び評価結果」の欄に、次の手順により記載するものとする。
- (1) 「団体自己評価」の「団体自己評価結果」欄に記載された評価と比べ、 良好な点が認められるなど高く評価する場合には+の記号、課題が認められるなど低く評価する場合には─の記号を当該年度の評価として記載する ものとする。また、おおむね妥当と認められる場合には記号を付さないものとする。
- (2) コメント欄には審査の結果及び評価の理由等を記載するものとする。
- (3) 総括コメント欄には、県として認識している団体の課題や取組方針についてコメントを記入するものとする。
- ※ 県の出資割合が4分の1未満であるが、県が筆頭出資者である団体の評価 における県の審査及び評価の実施にあたっては、この基準を準用する。

団体名	1-3 団体の事業は、県との	(①全ての事業においてE る	(3)5割未満の事業で団体 	#直営で行うより 県直営で行うより 柔軟に行動できる 県直営で行うより 県直営で行うより 県立営で行うより		1-4 現在の事業内容は、6	(①全ての事業で認めらす (③5割未満の事業で認め (3)を割未満の事業で認め 視点 高義が薄れた事	に変更している。 事業内容について 理事会(取締役会 事業実施を通じ回	(一般社団法人、一般 1-5 てください。) 事業構成比率は団体	①適正である ③あまり適正でない 視点 自動計算されま	(公益付の法人、公益日的事業比率 展子の出資元(※公の機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	受託事業比率 (()
【団体自己評価シート】	1 目的	1-1 定款に記載されている団体の目的は、現在の社会経済状況の下でも社会的要請がある か。	①団体の目的に対する社会的要請は、設立時と ②団体の目的に対する社会的要請は、設立時の 同程度、またはそれ以上ある 5割以上ある ③団体の目的に対する社会的要請は、設立時の5(①団体の目的に対する社会的要請はなくなって 割末満だがある る。または、社会的要請の変化を把握していない	視点	設立当初から現在までの社会経済状況の変化のうち、団体にとって重要なものを記入して下さい。 【	1-2 事業内容・事業規模の観点から、民間企業や他の非営利団体等(市町、他の外郭団体を含む)が、団体に代わって事業の実施主体となることは不可能か。	①他団体が実施することは困難である ②他団体が事業を実施するには課題があり、当 団体が実施する優位性が高い ③他団体が実施するには課題があるものの、当団 ④他団体が可能であり、実施主体を変更できる 体が実施する優位性は低下している	視点 類似した事業を行っている民間企業や非営利団体等はない。 類似した事業を行っている民間企業や非営利団体等があるが、自団体と明確な役割分担がな されている。 団体の設立目的と同様の目的を、他の方法では達成することができない。	四体が事業を廃止すると、事業の実施主体がなくなり、県民が不利益を被る。 他団体が事業実施するにあたっての課題(参入障壁等)、当団体が行う優位性を記入して下さい。	 団体の事業と類似する事業の、三重県内の実施主体(市町、他の外郭団体を含む)とその事業内容を記入して下さい。	し 類似した事業を行っている民間企業や非営利団体等(市町、他の外郭団体を含む)と、どのように役 割分担しているかを具体的に記入して下さい。	

[⊕w	單
龄	①全ての事業において団体で実施するメリットがあ(②5割以上の事業で団体で実施するメリットがある) る る る
	 現上の役割分担が明確になっている。 県直営で行うよりも機動性が高い。(組織の意思決定経路がより短く、迅速に行動できる。) 県直営で行うよりも弾力性が高い。(事業実施にあたり、規制にとらわれる部分がより少なべ、柔軟に行動できる。) 県直営で行うよりも効率性が高い。(より少ないコストで、同水準のサービスを提供できる。) 自車管で行うよりも効率性が高い。(より少ないコストで、同水準のサービスを提供できる。)
」	「小正日~17~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~
4 # (⊡[⊡]	現在の事業内容は、団体の目的に対し意義・効果が認められるか。 ①全ての事業で認められる (③5割未満の事業で認められる (④全ての事業で認められない)
乾	視点 意義が薄れた事業や期待する効果がなくなった事業があれば、団体の目的達成に資する事業 に変更している。 事業内容について、どうすれば団体の目的をより効果的に達成できるかを検討している。 理事会(取締役会、株主総会)において、事業を見直している。 事業実施を通じ団体の使命・役割を見直している。
	:人、一般財団法人及び株式会社 率は団体の目的からみて、適正か
	①適正である ②概ね適正である ③あまり適正でない ④適正でない 視点 自動計算されます。(手計算の場合は、評価事業年度の決算数値を干円単位で入力して下さい。) 【公益社団法人、公益財団法人は記入)公益目的事業比率は団体の運営上適正である。 公益目的事業比率を記入してください。公益目的事業比率()%
	県その他出資元公的機関からの受託事業比率は適正である。 (※公的機関・・・国・地方公共団体、特殊法人、独立行政法人等) 受託事業比率 乗その他出資元公的機関からの受託事業収益 事業収益 +受取補助金等 + 自己収益 () = () × 100 県その他出資元公的機関からの受託事業の再委託率は適正である。 再委託率 再委託率 再委託者 再委託率は強立である。

][対を対する
<u> </u>	団体が中長期経営計画、年次事業計画等で設定している目標は、目的の達成や行政目的	- 竹田川画
	成に寄与する指標とク	 唯自審本力町/x=-)7・唯自理 (注2-1)経営基本方針とは、団体の
	(①全ての目標で、団体の目的や行政目的との関 ②5割以上の目標で、団体の目的や行政目的と 連性が明確となっている ②5割未満の目標で、団体の目的や行政目的との(①全ての目標で、団体の目的や行政目的との関 問連性が明確になっている 連性が明確になっている。	を定めるために、経営者が定める回 ①経営基本方針や経営理念等を定 の全自に浸添している
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	③経営基本方針や経営理念等を定の役員・職員に浸透している
	日保に国体の目的ECの関連性が労権でようしいる。 目標は果の行政施第の効果的遂行に寄与するものである。 目標は地域の活性化や地域住民の利便性向上に寄与するものである。 目標は患を誘導にわかりやすいものである。	視点 経営基本方針等には団体の 経営基本方針等の内容・表現
1-7		経営基本方針等を定期的に 経営基本方針等を役員・職員 役員・職員は経営基本方針等
	①継続して取り組んでおり目標どおりの効果を上 ②継続して取り組んでいるが目標には達していな げている ③何らかの取組を行っている ④取り組んでいない	経営基本方針等の役員・職員への [中長期経営計画を答定 道用
	視点 継続した経営改善・経営革新を行う仕組みがある。 継続した経営改善・経営革新に役員等が積極的に関わっている。 継続した経営改善・経営革新に職員が自発的に取り組んでいる。 継続した経営改善・経営革新によりサービスが向上している。 継続した経営改善・経営革新により発費が削減されている。	
	以下の取組で該当するもののチェック欄にチェックし、括弧内に具体的な内容を記入して下さい。(※ 点数には含まれません。)	中長期経営計画に対応して3 ※最新の中長期経営計画(昨年度と同
	経営品質向上活動、BSC、ISO、目標管理等経営マネジメントシステムを導入している。 経営マネジメントシステムが効果を上げている。 上記2点についての当該年度の取組を具体的に記入するか、または取組内容の分かる資料を添付して下さい。	2-3 外部環境、団体の経営資源を投
	ま務プロセスの見直しを行っている。 業務プロセスの見直しが効果を上げている。	(一)小部環境でや程置資源を把握し、4回に盛り込んでいる(③外部環境や経営資源を把握してに必要な資産を申してにながらいが、大部に、き回を使申したもと、大部に、き回を使申しまと、2
	上記2点についての当該年度の取組を具体的に記入するか、または取組内容の分かる資料を添付して下さい。]	正新しい
	その他の取組を実施している。 その他の取組が効果を上げている。 上記2点についての当該年度の取組を具体的に記入するか、または取組内容の分かる資料を添付して下さい。	団体の経営資源の長所と短人員、人件費に関する計画が施設、サービスに関する計画 施設、サービスに関する計画 資金に関する計画がある。
	」の体の運営や事業内容等について、県民に対して情報公開・情報提供しているか。	成果目標を設定している。 計画期間の定めがある。
	①請求の有無に関わらず戦略的に行っている ②請求の有無に関わらず行っている ③請求があった時のみ、行っている ④行っていない	2-4 中長期経営計画と実績のそのき
	闘に勝同	 ①毎年度計画と美績の差異を分析は必ず計画を見直している ②計画と美績の差異を分析している中の見直しはしていない(または、現を策定中である) 租点 計画等定性の社会級を環境
	情報公開・情報提供の具体的な方法を記入して下さい。	中長期目標は適切である。 中長期目標は適切である。 計画と実績の数値は乖離し 中長期経営計画を評価・改き

	団体名 (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (5) (4) (6) (4) (7) (4) (8) (4) (8) (4) (8) (4) (8) (4) (9) (4) (10) (4) (11) (4) (12) (4) (12) (4) (13) (4) (14) (4) (15) (4) (16) (4) (17) (4) (17) (4) (17) (4) (17) (4) (17) (4) (17) (4) (18) (4) (18) (4) (19) (4) (19) (4) (10) (4) (10) (4) (11) (4) (12) (4) (12) (4) (12) (4) (13) (4) (14) (4) (15) (4) (16) (4) (17) (4) <tr< th=""></tr<>
I -	本方針 (注2-1) や経営理念等を定め、役員・職員に浸透しているか。 経営基本方針とは、団体の目的を具体的な事業活動に結びつけ且つ構成員の活動の方向性 5ために、経営者が定める団体の方針を指します。
	 ①経営基本方針や経営理念等を定め、役員・職員(②経営基本方針や経営理念等を定め、5割以上の全員に浸透している) ③経営基本方針や経営理念等を定め、5割未満 ③経営基本方針や経営理念等を定めていない。
	位品 経営基本方針等には団体の存在理由や事業領域を規定している。 経営基本方針等の内容・表現は簡潔明瞭なものとなっている。 経営基本方針等を定期的に見直している。 経営基本方針等を役員・職員に周知している。 役員・職員は経営基本方針等に従った行動をとっている。
	経営基本方針等の役員・職員への周知方法を記入して下さい。] 中長期経営計画を策定し、運用しているか。
1	①策定し、計画とおりの成果が上がっている ②策定し、計画の5割以上の成果が上がっている ③策定しているが、計画の5割未満の成果しか上 がっていない(策定作業中でない) ある) 利点 中長期経営計画に基づいた年次事業計画を立てている。 中長期経営計画に基づいた年次事業計画を立てている。 本長期経営計画に対応して組織体制を整備している。 本長期経営計画に対応して組織体制を整備している。
2-3	 外部環境、団体の経営資源を把握、評価し、中長期経営計画に盛り込んでいるか。 ①外部環境や経営資源を把握し、必要な項目を計 ②外部環境や経営資源を把握しているが、必要 ③外部環境や経営資源を把握していない、または ある ③外部環境や経営資源を把握していない、または 必要な項目を計画に整り込んでいない、または 在新しい計画を策定中である)
	視点 外部環境を調査・分析し、変化に対応した計画を策定している。 団体の経営資源の長所と短所を把握し、適正配分に努めている。 人員、人件費に関する計画がある。 施設、サービスに関する計画がある。 資金に関する計画がある。 資金に関する計画がある。 原金に関する計画がある。 原金に関する計画がある。 原金に関する計画がある。
2-4	中長期経営計画と実績のその差異を分析し、計画を見直しているか。 ①毎年度計画と実績の差異を分析し、必要な場合 ②毎年度計画と実績の差異を分析しているが、計
	祝品 計画策定時の社会経済環境から大きな変化はない。 中長期目標は適切である。 計画と実績の数値は乖離した原因を把握して対策を立てている。 中長期経営計画を評価・改善する仕組みがある。

ナメダルロロロ ロ・ナクナメロ ロクス 201・201・201・201・201・201・201・201・201・201・

1 0 0					_	回交						阿爾	I I								 _	
	上である	11.8°					きしている			・郭団体等)の動向を踏ま			らことがある	ない			きさせている。	映させている。		実績 達成率		
がっているか。	②成果は目標の5割以上である ④成果はほとんどない	団体の実施している事業全体について、成果が何であるかを検討している。	ノている。 +白 トニ犯ホュアい2	EIPLには立っている。 Fしている。			②5割以上の事業に設定している ④設定していない		္ ဇု	指標や数値目標(よ同種の事業を行う他の団体(他の地方自治体の外郭団体等)の動向を踏まえて設定している。	00	舌用しているか。	てっつ評価を行い、改善することがある	4 評価も改善も行っていない			目標と実績の差異分析による改善案を翌年度の年次事業計画に反映させている。	目標と実績の差異分析による改善案を中長期経営計画の見直しに反映させている。 評価事業年度における目標達成率は十分な水準である。	記入して下さい。			
て、成果は十分に上	ځ ن در نام د نام د	事業全体について、成	事業は質的にも量的にも目標レベルに達している。 事業は独特の活神ルシ地はた PRの利価神台 トレのホップ・2	事来は心域のおけれで心域は広めが使は同立にな 事業は県の行政施策の効果的遂行に寄与している。	たい。	ているか。	\$\12.	7、7、19年十二年十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	E 9 の相标を設定して を設定している。	司種の事業を行う他の	団体の目的と連動した指標を設定している。	∆達成状況を評価・ラ	ば翌年度必ず改善して	善は行っていない	ちょう サボーケンス	+/女母に日ばころはこれなっている。 半期に一度、目標達成率を把握している。	分析による改善案を翌年	目標と実績の差異分析による改善案を中長期経営計画の 評価事業年度における目標達成率は十分な水準である。	設定した指標・目標値・実績・目標達成率を記入して下さい。	:) 目標値		
団体の事業全体について、成果は十分に上がっているか。	①目標どおりの成果を上げている ③成果は目標の5割未満である	視点 団体の実施している	事業は質的にも量的	事業は県の行政施	具体的な成果を記入して下さい。	事業毎に目標を設定しているか。	①全事業に設定している ③5割未満の事業に設定している	視点	事来毎に来稿を別た9の相係を設 事業毎に数値目標を設定している。	指標や数値目標は「 えて設定している。	団体の目的と連動し	事業毎に設定した目標の達成状況を評価・活用しているか。	①評価を行い、必要があれば翌年度必ず改善している	③評価は行っているが、改善は行っていない	視点 休年毎日 日増ン宇徳を比較 アハス	半期に一度、目標達	目標と実績の差異分	目標と実績の差異5 評価事業年度にお!	設定した指標・目標	主な指標(単位)		
3-1 E		∯[3-2	(D)((O)					## 9-3	<u>(⊕ ≤</u>	<u> (00)</u>	一一							

3-4 四体がは (注3-4/1) ((注3-4/1) ((近1-2) ((过1-2) ((U1-2) (☆ ☆ ☆ ☆ ☆	回 極
(大) ((大) ((大) ((大) ((大) ((大) ((大) ((大)		如極
日本の 国体の 関係の 関係の 関係の 関係の 関係の 関係の 関係の 関係の 関係の 関係	- 1	
国体の 調略二	定期的に顧客滿足度を調査している。 顧客滿足度調查の結果から顧客のニーズを把握している。 顧客滿足度調查以外の方法で、顧客のニーズを把握している。 顧客のニーズを分析し、その結果を踏まえて改善努力をしている。 顧客のニーズを分析し、その結果を踏まえて改善努力をしている。	
	団体の事業の対象となる顧客は誰かを具体的に記入して下さい。	
	ズを把握した方法(調査・	
3-5 顧客才 (1)適正 (1)適正 (3)あま	顧客からの問い合わせ、意見、要望、苦情等への対応は適正か。 ①適正である ②あまり適正でない ④適正でない	四 一 一
視点	問い合わせ、意見、要望、苦情等を受け入れやすいよう工夫している。 役員・職員は、顧客応対マニュアル等に沿って顧客応対をしている。 問い合わせ、意見、要望、苦情等の内容、それに基づく改善策を役職員が情報共有している。 問い合わせ、意見、要望、苦情等を、サービス改善に生かしている。	
3-6 全体的	全体的な内部統制は十分に実施されているか。	# #
(THZ)	①十分に実施されている ②十分ではないが実施されている ③ほとんど実施されていない ④実施されていない	\$\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
4.1000000000000000000000000000000000000	業務規程が整備されており、それに従い内部チェックが行われている。 経営上重要な意思決定は、理事会(取締役会・株主総会)の決議によりなされている。 監査の指摘事項に対して、経営層に改善策を報告している。 財務状況は年度途中に定期的に(必要があれば随時)役員等に報告する仕組みがある。 会計規則に基づき、予算の流用手続など、適切な会計管理が徹底されている。	
3-7 危機(危機(リスク)管理体制は、十分に整備されているか。	<u>.</u> ‡
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	①十分に整備されている ③頂とんど整備されていない ④整備されていない	回
視点		
	個人情報や民間企業・団体の内部情報の取扱いに留意するよう、役員・職員に周知徹底している。 財務的リスクの高い業務の相互チェックを行う仕組みがあり、財務管理上の牽制機能が働いて いる。	
	事故等の通常でない状況に備えて、実地訓練を行っている。 情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手続が策定されており、役員・職員に 周知徹底している。	

(3 <u>-</u> 8	組織体制は、十分に整備されているか。
#機能を機能毎至以は事業毎に分け、役割を担倒にしている。 機置方針・保置資源 7-約環境、業務量等に支化があるときは、組織体制を見直している。 機型分割・保置資源 7-約環境、業務量等に支化があるときは、組織体制を見直している。 機型分割・単位の方針や手機をが明確である。 機工の頻線、事業内容に比して、投資・機関の砂を機構・格与は適正である。 バート・アルバイ等の雇用は固定的でな、業務量の整御に応じて適切に活用している。 (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		
19 19 19 19 19 19 19 19		
(3) (3) (3) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	6 E	度の管理費比率及び人件費比率は、適正か。
		रिद्रिक्षाः
自動計算されます。(手計算の場合は、決算数値を千円単位で入力して下さい。)		
(自動計算されます。(手計算の場合は、決算数値を干円単位で入力して下さい。)
人件費 経常費用(売上高) 人件費 経常費用(売上高) (公益社団・公益財団法人は回客不要のため、回客欄で「」を選択してください。) 事業毎に掲述を分析し、活用しているか。 ③分析・活用してください。) (3分析・活用しているが活用は単発的である (3分析・活用していない (3分析・活用しているが活用は単発的である (3分析・活用していない (3分析・活用しているが活用は単発的である (3分析・活用していない (3分析・活用しているが活用は単発的である (3分析・活用していない (3分析・活用によいなが (3分析・活用していない (4)点 計価事業年度は、当期経常増減額(営業利益)がマイナスの事業はなかった。(一般社団法人・一般財団法人の公益目的支出計画にかかる事業は除く) 事業毎の当期経常増減額(営業利益と資用し、分析している。 (4分析程表、翌年度以降の年次事業計画に反映する仕組みがある。 (4)析据表を、翌年度以降の年次事業計画に反映する仕組みがある。 (4)析・計算の場合は、評価事業年度の決算数値を千円単位で入力して下さい。) 当期経常増減率 当期経常増減額 (4) 当期経常増減額 (2) 対析している。 (5) 計算経常増減率 当期経常増減額 (6) 計算を増減率 当期経常増減額 (7) 対析といる。 (4) 対析は表をいる。 (7) 対析を表がされる。 (4) 対析と対域を表がされる。 (6) 対析を表がはを表がまれる。 (4) 対析を表がはを表がまれる。 (7) 対析を表がはを表がまままれる。 (4) 対析と対域 (6) 対析を表がままれる。 (4) 対析となる。 (7) 対域を表がまままれる。 (4) 対域を表がままれる。 (6) 対域を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を		管理費(販売費・一般管理費) 経常費用(売上高)) + () + () × 100
人件費比率 人件費 経常費用(売上高) (公益社団・公益財団法人は回答不要のため、回答欄で「一」を選択してください。) 事業毎に損益を分析し、活用しているか。 (分析・活用し、実際に当期経常増減額(営業利) ②仕組みを作り、継続的に分析・活用しているが活用しているが (3分析・活用し、実際に当期経常増減額(営業利益)がマイナスの事業はなかった。(一般社団法人・一般財団法人の公益目的支出計画にかかる事業は除く) 評価事業年度は、当期経常増減額(営業利益)がマイナスの事業はなかった。(一般社団法人・一般財団法人の公益目的支出計画にかかる事業は除く) 事業毎の当期経常増減額(営業利益)がマイナスの事業はなかった。(一般社団法人・一般財団法人・一般財団法人を当期経常増減額(営業利益)がマイナスの事業は係ぐ) 事業毎の当期経常増減額(営業利益)を算出し、分析している。(一般社団法人・一般財団法人の公益目的支出計画に反映する仕組みがある。 分析結果を、翌年度以降の年次事業計画に反映する仕組みがある。 分析結果を、翌年度以降の年次事業計画に反映する仕組みがある。 当期経常増減率 当期経常増減額 () まり () まり) ÷ (
(公益社団・公益財団法人は回答不要のため、回答欄で「-」を選択してください。) 事業毎に損益を分析し、活用しているか。 (①分析・活用に、実際に当期経常増減額(営業利) ②仕組みを作り、継続的に分析・活用しているのである。 (②分析・活用に、実際に当期経常増減額(営業利益)がマイナスの事業はなかった。(一般社団法人・一般財団法人の公益目的支出計画にかかる事業は除く) 評価事業年度は、当期経常増減額(営業利益)がマイナスの事業はなかった。(一般社団法人・一般財団法人の公益目的支出計画にかかる事業は除く) 事業毎の当期経常増減額(営業利益)がマイナスの事業はなかった。(一般社団法人・一般財団法人の公益目的支出計画にかかる事業は除く) 事業毎の当期経常増減額(営業利益)を貸出し、分析している。 (一般社団法人・一般財団法人の公益目的支出計画にかかる事業は除く) 事業毎の当期経常増減額(営業利益)を貸出し、分析している。 が析結果を、翌年度以降の年次事業計画に反映する仕組みがある。 (分析結果を、翌年度以降の年次事業計画に反映する仕組みがある。 当期経常増減率 当期経常増減額 () 方((新公益法人会主) () 方((新国業) () 方((新国教育) () 方((新国教育) () 方((新国教育) () 方(() (新会教育) () 方(() () () () () () () () (A件資 経常費用(売上高)
(公益社団・公益財団法人は回答不要のため、回答欄で「」を選択してください。) 事業毎に損益を分析し、活用しているか。 ①分析・活用しているが活用は単発的である (①分析・活用していない。 ②分析しているが活用は単発的である (②分析・活用していない。 (②分析・活用しているが活用は単発的である (③分析・活用していない。 (3) (3) (3) (4) (3) (4) (4) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (4) (6) (4) (6) (4) (6) (4) (6) (4) (6) (4) (7) (4) (8) (4) (7) (4) (8) (4) (9) (4) (10) (4) (2) (4) (4) (4) (5) (4) (6) (4) (7) (4) (8) (4) (8) (4) (8) (4) (9) (4) (10) (4) (4) (5)) ÷ () × 100
②仕組みを作り、継続的に分析・活用している (3-10	(公益社団・公益財団法人は回答不要のため、回答欄で「-」を選択してください。) 專業毎に損益を分析し、活用しているか。
評価事業年度は、当期経常増減額(営業利益)がマイナスの事業はなかった。(一般社		②仕組みを作り、継続的に分析・活用している ④分析・活用していない
		一般財団法人の公益目的支出計画にかかる事業は除く) 評価事業年度の当期経常増減額(営業利益)がマイナスの事業については、改善策を講じている。(一般社団法人・一般財団法人の公益目別画にかかる事業は除く) 事業をの実施数(普集和法)を発用しな出し、公式、アルス
0 0		事来なび当初ttch-14ktは、日来行並、企弁山で、ガポロとでであ。 分析結果を、翌年度以降の年次事業計画に反映する仕組みがある。
		0

(③適正である (②適正である。 (②ほぼ適正である。 (②達形) (②適正でない) (③適正でない) (④適正でない) (④適正でない) (④適正でない) (④適正でない) (④適正でない。 (母性) (回避れて (回ば回ば回ば回ば回ば回ば回ば回ば回ば回ば回ば回ば回ば回ば回ば回ば回ば回ば回ば	(②)ほぼ適正である。 (②)にほ適正である。 (重重でない (金)
	(回事業年度末の流動比率は、100%以上である。(企業会計用) (回資本(正味財産)比率は向上している。または適正である。(公益法人会計用) (回収益比率は向上している。または適正である。(公益法人会計用) (公益法人会計用) (公益 には率を設定している場合は、入力して下さい。) (別
	にいます。(適正比率を設定している場合は、入力して下さい。) 評価前事業年度 適正比率 (
₹ 3 <u> </u>	比率 (
	() () () () () () () () () ()
	() () () () () () () () () ()
	収益比率 () () () () () () () () () (
	収益における、県への依存度は適正か。 (②ほぼ適正である 適正ではない の財政的支援のうち、委託料、補助金、負担金が全ぐない場合は、①を選択して下さい。 の財政的支援等についての基準は、客観的に明確である。 はからの財政的支援等について、定期的に所管部との話し合いの機会を設けている。 はからの財政的支援等を、団体内で定期的に見直す仕組みがある。 はからの財政的支援等を、団体ので定期的に見直す仕組みがある。 はから財政的支援等を、団体ので定期的に見直す仕組みがある。 はから財政的支援等を受けなくでも、事業の遂行が可能である。 同収益比率は増加している。 13×ヵキ・(キ 入 かの場合は、評価事業年度の決質数値を干円単位で入力して下さい。 13×ヵキ・(キ 入 かの場合は、評価事業年度の決質数値を干円単位で入力して下さい。
③あまり適正ではない ※集からの財政的支援のうち、委託料、補助金、負担金が全ぐない場合は、①を選択して下さい。 機点 果からの財政的支援等についての基準は、客観的に明確である。 果からの財政的支援等について、定期的に所管部との話し合いの機会を設けている。 果からの財政的支援等を、団体内で定期的に見直す仕組みがある。 果からの財政的支援等を、団体内で定期的に見直す仕組みがある。 県からの財政的支援等を、団体内で定期的に見直す仕組みがある。 県からの財政的支援等を、団体内で定期的に見重す仕組みがある。 県からの財政的支援等を、団体内で定期的に見重す仕組みがある。 県からの財政的支援等を受けなくても、事業の遂行が可能である。 自己収益比率は増加している。 自己収益化率は増加している。 自己収益化率は増加している。 自己収益化率は増加している。 自己収益化率は増加している。 自己収益化率は増加している。 自己収益化率は増加している。 自己収益化率は、評価事業年度の決算数値を千円単位で入力して下さい。) 自己収益化率 (適正ではない、 の財政的支援のうち、委託料、補助金、負担金が全くない場合は、①を選択して下さい。 の財政的支援のうち、委託料、補助金、負担金が全くない場合は、①を選択して下さい。 いちの財政的支援等についての基準は、客観的に明確である。 いちの財政的支援等について、定期的に所管部との話し合いの機会を設けている。 いちの財政的支援等を、団体内で定期的に見直す仕組みがある。 いち、団体の管理運営費に対する補助金を受けていない。 「来的には、県から財政的支援等を受けなくても、事業の遂行が可能である。 「日収益比率は増加している。
	からの財政的支援等についての基準に、客観的に明確である。 おら受け入れた資金の使途は、県がその資金を団体に対して支出した目的と一致してしからの財政的支援等について、定期的に所管部との話し合いの機会を設けている。 からの財政的支援等を、団体内で定期的に見直す仕組みがある。 いち、団体の管理運営費に対する補助金を受けていない。 採的には、県から財政的支援等を受けなくても、事業の遂行が可能である。 同収益比率は増加している。
自動計算されます。(手入力の場合は、評価事業年度の決算数値を千円単位で入力して下さい。) 県への収益依存度 県からの委託料、補助金、負担金 経常収益(売上高) () = () ÷ () → () が100 評価前事業年度 評価事業年度) → ())))))))) → ()))))))))))))))))))	まかます (手入力の場合は 郭価事業年度の決算数値を千円単位で入力して下さい。
) = () ÷ (評価前事業年度 評価事業年度 () ⇒()	traceののですが、これでは、mm オイナン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
評価前事業年度 () → () + () = (
	評価前事業年度 () → (

回答欄

評価事業年度の損益が(地方公共団体からの運営費補助金を受けている場合はその額を控除の上で) マイナスとなっている場合、改善策を記入して下さい。または、マイナスが法人運営上問題がないと判断 できる場合は、その理由を記入してください。

※公益社団・公益財団法人においては、損益がほぼ収支均衡であれば、上記設問において「ブラス」と判断することも可とします

|④評価事業年度、評価前事業年度において、損 |並がともにマイナスである

③評価前事業年度のみ損益がプラスである

当期経常増減額(経常損益) 地方公共団体からの運営費補助金

| | | |

) ||

評価前事業年度:(

評価事業年度

(参考)

=

回答欄

収支の状況は健全であるか。(評価事業年度と評価前事業年度の二期について、企業会 計の場合は経常損益、公益法人会計の場合は当期経常増減額で判断)

団体名

経営状況

①評価事業年度、評価前事業年度において、損益 がともにブラスである

視点

累積欠損金解消のための経営改善策を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じている。

評価事業年度は、前事業年度に比べて累積欠損金が減少している。

純資産の部合計(正味財産) 資本金(基本財産)

) – (

) |

評価事業年度 :(評価前事業年度:(

自動計算されます。(手計算の場合は、決算数値を千円単位で入力して下さい。)

累積欠損金の金額は財務計画等で予定している範囲内である。

①累積欠損金はない。 (②累積欠損金はあるが、減少している ③累積欠損金があり増加している (④債務超過である (注4-2) 債務超過とは、累積欠損金が基本財産や資本金の額を上回っている状態を指します

果積欠損金が発生していないか、あるいは債務超過ではないか

4-2

評価事業年度において、累積欠損金が生じている場合、または、債務超過(含み損のある資産を保有している場合は当該含み損を反映の上)である場合(a<0)は、改善策を記入してください。

) · · · a

) ||

含み損

【含み損のある資産を保有している場合のみ記入】

(参考)

純資産の部合計(正味財産)

) = (

) | |

評価事業年度 ::(評価前事業年度:(

	田休名
	다~습
4-5	評価事業年度の総資産当期経常増減率(総資本経常利益率)は適正か。 回答題
	①適正である ②13 ほ適正である ③あまり適正ではない ④適正でない
	の品 評価事業年度の総資産当期経常増減率(総資産経常利益率)は、プラスである。(公益社団・ 公益財団法人においてはほぼのでも可) 総容産・出的窓帯協議家(総必素を窓幣和状態)を公配 アンは アハス
	応具体三分析性と同様で、応見性性活力が重要してカイリンと、の。 事業内容等を考慮し、自団体の適正な総資産当期経常増減率(総資産経常利益率)を設定している。 適正な総資産当期経常増減率(総資産経常利益率) (
	†算されます。(手入力の場合は、評価事業年度の決算数値を千円単位で入力して下さ 当期経常増減率(総資産経常利益率) 当期経常増減額(経常損益)
	() = () ÷ () ×100
9-4	(保有していない場合は「回答欄」で「-」を選択してください。) 開発・造成済の土地や開発・造成予定の土地(以下、「開発用不動産等」という)及び有価 証券等の含み掲益を把握しているか。
	①開発用不動産等や有価証券等に関する含み損 ②含み損が生じている資産については、全て必要は発生してない (3)含み損が生じている資産については、一部につくる分類を講じている資産について、必要な対策といる資産について、の金の対策を講じている方面 ②合み損が生じている資産について、必要な対策といる方面
	41点 特価のある有価証券等の評価損益を把握している。 有価証券等の運用状況について定期的に理事会等へ報告し、対応策を検討している。 有価証券等の運用状況について定期的に理事会等へ報告し、対応策を検討している。 開発用不動産等の合み損益の額を毎年度算出している。 開発用不動産等の売却または、有効活用の見通しが立っている。 開発用不動産等の処分について、団体内で十分検討するとともに、県と協議している。 (注4-6)土地の時価とは、不動産鑑定評価額や公示価格等を指します。
	評価事業年度末の有価証券等の含み損益を干円単位で算出して下さい。 合み損益 時価総額 は価総額 は価総額 (大) エー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	() 一 ()) 一 ()) 一 () 回
_	、 大】 と借入金によって取得された土地で保有期間が5年以上のも(。
7-4	債権管理 は十分か。 回交調
	(①十分である(貸倒・滞留債権は発生していない) (②ほぼできている) (③あまりできていない部分がある (④できていない 48 占 (④できていない
	四体設立以来、債権の貸倒が発生したことはない。 郭価事業年度中、債権の貸倒は発生しなかった。 郭価事業年度本、1年以上回収が滞っている債権は無い。 回収不能債権額・貸倒懸念債権額・滞留債権額を常に把握している。 貸倒懸念債権や滞留債権の立ての責け、担保の十分性について年2回以上調査し、内容を把握している。
	水井青土、木状並寺の19種のノラロ状가にか了がされる正領に対し、主행月时7日三左6日上している。 評価事業年度末現在の滞留債権額(1年以上回収が滞っている債権額)())千円

8-4	団体名 評価事業年度末現在の借入金は、返済(注4-8)可能か。	
	①借入金はない ③期日には全額返済できないが、全額返済できる 見通しが立っていない	和極
	視点 借入金には、確実な返済計画がある。	
	(注4-8) 期日一括返済の借入金を借り換える場合は、実質的に返済が完了するわけではないので、「返済」にあたりません。その場合は、借り換えせずに期日までに返済できるか否か、またはその見通しの有無により選択してください。	
	(参考) 債務の元利償還がある場合は記入して下さい。 評価事業年度 元利償還費() > 10%=() > 10%=())・・・a 評価前事業年度 元利償還費() > 10%=())・・・a	
	地方公共団体からの補助金 地方公共団体からの新規貸付金 評価事業年度 :()+()+()=():・b 評価前事業年度:()+()=() ※上記補助金や新規貸付金は、元利償還金にあてるもののみ記載してください。	
_ 6-4	評価年度の元利債高質の10%以上を地方公共団体からの補助金又は美質的な新規員付金等に依存している場合(a≦b)、改善策を記入して下さい。 (株式会社は回答不要のため、回答欄で「一」を選択してください。)	
	金本的尾で連用的尾で適正にある。 (②ほぼ適正である) (③あまり適正でない) (④適正でない)	回名構
	74点 運用方針を明文化し、それに従って運用している。 運用実績を定期的に把握し、役員等に報告している。 ペイフ対策が十分にできており、説明責任を果たすことができる。 現在行っている資金運用は、すべて元本保証である。 外賃建債権やデリバティブ等のリスクの高い運用は行っていない。 運用方針は「外郭団体の資金運用にあたっての基本指針」と整合している。	
4-10	必要な額の特定資産が設定されているか。(公益法人会計用)	₽
	①必要な項目について全て特定資産が設定され、 ②必要な項目について特定資産が設定されている ③一部の項目についてしか特定資産が設定され (①特定資産は設定されていない	回 和 電
	視点 必要な特定資産にかかる要領等が整備され、取扱いが明確化されている。 退職給付引当資産を必要額計上している。 減価億却引当資産を必要額計上している。 その他の特定資産を必要額計上している。	
4-10	必要な額の引当金が設定されているか。(企業会計用) (①]退職給付、賞与、貸倒引当金を必要額計上して(②退職給付引当金を必要額計上している	回答構
	いる ③退職給付引当金以外の引当金を必要額計上し (4)必要額を計上している引当金はない ている 視点 「温職給付引当金を必要額計上している。 「賞 与 引出金を必要額計 トレスいる。	
	真子71 五年なが安報日上でいる。 貸倒引当金を必要額計上している。	

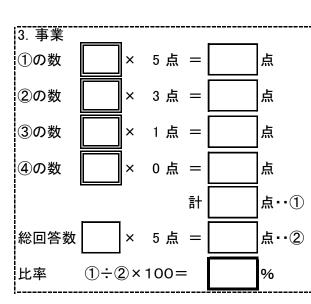
団体名	

団体自己評価シート回答集計表

の中に各部門毎の①②③④の回答数を記入し、比率を計算した後、 その比率を「自己評価結果」の当該年度の比率欄に転記してください。 (比率は小数点以下第1位を四捨五入してください。)

1. 目的						
①の数		×	5	点	=	点
②の数		×	3	点	=	点
③の数		×	1	点	=	点
④の数		×	0	点	=	点
					計	点・①
総回答数		×	5	点	=	点・②
比率	①÷(2) × ·	10	0=	=	%

2. 経営計	·画	,			
①の数		×	5 点	=	点
②の数		×	3 点	=	点
③の数		×	1 点	=	点
④の数		×	0 点	=	点
				計	点・・①
総回答数		×	5 点	=	点・・②
比率	①÷(2) × 1	00=	:	%



4. 経営状	:況		•
①の数	×	5 点 =	点
②の数	×	3 点 =	点
③の数	×	1点=	点
④の数	×	0 点 =	点
		計	点・・①
総回答数	×	5 点 =	点・・②
比率	①÷②×	100=	%

県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例(平成14年3月26日三重県条例第41号)

しようとする多様な行政目的の確実かつ効果的な達成を図るため、県の出資法人への関わり方に係 第一条 この条例は、社会経済情勢の変化に対応し、県が出資法人を通じて機動的かつ弾力的に実現 る基本的な事項を定め、もって公正で透明性の高い、簡素から効率的な県行政の実現に寄与する とを目的とする。

- 第二条 この条例において「出資法人」とは、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資 する法人をいう。
- 2 この条例において「二分の一出資法人」とは、出資法人のうち県の出資の割合が二分の一以上の ものをいう。
- 3 この条例において「四分の一出資法人」とは、出資法人のうち県の出資の割合が四分の一以上二 分の一末満のものをいう。
- 4 この条例において「主要出資法人」とは、二分の一出資法人及び四分の一出資法人をいう。
- 一項の規定により制定する規則、教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第三十八条第五項の規定により制定する公安委員会規則 この条例において「規則」とは、知事が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第十五条第 十一年法律第百六十二号)第十五条第一項の規定により制定する教育委員会規則及び公安委員会が をいう

一部改正〔平成二七年条例一号〕

- 第三条 県は、県と出資法人とが、各々の役割及び責任の分担を明確にし、出資法人の自律性を高め るとともに、両者が恊働して、県民の福祉を向上させるよう努めなければならない。
- 第四条 知事、教育委員会又は公安委員会(以下「知事等」という。)は、その所管に係る主要出資 法人がその目的に照らし、適切な内容の事業を効果的かつ効率的に行うよう、必要に応じて、助言 指導又は勧告(以下「助言等」という。)を行うものとする。
- 第五条 知事等は、その所管に係る主要出資法人が情報公開を積極的に推進するよう、必要に応じて、

(情報公開)

第六条 知事等は、その所管に係る主要出資法人の理事、監事その他の役員について、その職責に鑑 助言等を行うものとする。

み、適任者が選任されるよう、必要に応じて、助言等を行うものとする。ただし、法令又は定款に おいて、役員の選任が知事の任命又は認可によることが定められている主要出資法人については、 この限りでない。

一部改正〔平成二○年条例二七号・二五年三号〕

第七条 知事等は、その所管に係る主要出資法人において、適切な会計処理、安全かつ確実な資産運 用等適正な財務運営が行われるよう、必要に応じて、助言等を行うものとする。

(県の委託業務等)

- 第八条 県がその業務を出資法人に委託する場合の委託料の金額は、当該業務の対価として相当なも のでなければならない。
 - 2 県が出資法人に対して交付する補助金、交付金その他これに類するものについては、当該出資法 人の目的及び事業に即したものでなければならない。

第九条 知事等は、規則で定めるところにより、毎年一回、その所管に係る二分の一出資法人に対し て、当該二分の一出資法人が自らその目的、事業、経営計画及び経営状況の評価を行い、その結

- を報告するよう求めるものとする。
- 2 知事等は、前項の規定による報告について、あらかじめ定める基準に従い、審査及び評価を行う
- 審査及び評価を行うよう努めなければならない。
- 10 公表す 4 知事は、前二項の規定による審査及び評価の結果について、議会に報告するとともに、

(法人形態の転換等)

- 事業の実施状況、組織の実態等に鑑み、必要と認めるときは、統廃合、解散又は法人の形態の転換 第十条 知事等は、その所管に係る主要出資法人に対して、当該主要出資法人の目的の達成の程度、 について、助言等を行うものとする。
- 財源を確保することが困難となっているものであって、かつ、当該主要出資法人の目的及び当該主 することを予定していた事業のうち、社会経済情勢の変化その他の理由により当該運用益によって きは、当該事業の全部又は一部を公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条に規 要出資法人を通じて実現しようとする県の行政目的の達成のために有用と認められるものである 定する公益信託により実施することについて、助言等を行うものとする。

一部改正 [平成二○年条例二七号・二五年三号]

(出資割合等の見直し)

- 第十一条 知事等は、その所管に係る出資法人を通じて実現しようとする県の行政目的と出資法人の 自律的運営とを勘案して、出資の割合、役員及び職員の派遣、支援その他県の出資法人への関わり 方について、適宜見直しに努めなければならない。
- 2 県は、出資法人のうち県の出資の割合が四分の一未満のものについて、県の施策を実現する上で 特に県の関わり方を強める必要があると認める場合には、その必要の程度に応じて、県の出資の割 合を四分の一又は二分の一以上に引き上げるよう努めるものとする。
- 3 県は、四分の一出資法人について、県の施策を実現する上で特に必要があると認める場合には、 県の出資の割合を二分の一以上に引き上げるよう努めるものとする。

(自律的運営等への配慮)

第十二条 知事等は、第四条から第七条まで及び前三条の規定の適用について、出資法人の自律的運 営及び県以外の出資者の利益を損なわないよう配慮しなければならない。

(教育委員会等所管主要出資法人の特例)

ريد きは、当該委員会に対して、第四条から第七条まで及び第十条の規定による助言等を行うよう求め 第十三条 知事は、教育委員会又は公安委員会の所管に係る主要出資法人について、必要と認める ることができる。

() () () () ()

- 第十四条 県は、出資法人に係る出資を行うに当たっては、出資法人を通じて実現しようとする県の 行政目的の確実かつ効果的な達成の可能性、県の財政的負担、人的支援その他県の関わり方に関す る事項について、十分配慮しなければならない。
- 2 県は、次の各号のいずれかに該当する出資、出えん又は信託を行う場合には、あらかじめ議会の 議決を経なければならない。ただし、法令に定めのある場合を除く
 - 一 法人に対する県の出資の割合が四分の一以上になる場合の出資又は出えん
- 四分の一出資法人に対する出資又は出えんにより県の出資の割合が二分の一以上になる場合の 出資又は出えん
- 三 七千万円以上の出資、出えん又は信託(地方自治法第二百三十五条の四第一項の規定による歳 計現金の保管及び同法第二百四十一条第二項の規定による基金の運用の場合を除く。

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 第十五条

(委任)

- 1 この条例は、平成十四年十月一日から施行する。
- 2 第九条の規定は、この条例の施行の日以後に事業年度が終了する主要出資法人の当該事業年度に係る評価から適用する。

附 則 (平成二十年三月二十六日三重県条例第二十七号)

(旅行期日)

- 1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、(中略)第三条中県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例第十条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。(特例民法法人に関する経過措置)
- 2 特例民法法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人 の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第 四十条第一項又は第四十一条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって 同法第百六条第一項(同法第百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の登記 をしていないものをいう。)については、第二条の規定による改正前の県が所管する公益法人及び 公益信託に関する条例第二条、第二章、第四十九条、第五十条及び第五十二条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。附則(平成二十五年二月二十八日三重県条例第三号)

(罰則に関する経過措置)

- この条例は、公布の日から施行する。 附 則(平成二十七年三月二十七日三重県条例第一号抄)
 - 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

三重県外郭団体等改革方針(平成25年3月)(抜粋

1~5 (省略)

6 外郭団体等への県関与の基本方針

今後の県の外郭団体等への関与のあり方については、公益法人制度改革の趣旨も踏まえ、 団体の自主・自立の観点を重視し、次のとおりとする。

(1)~ (3) (4 點,

(4) みの街

① 県の主要出資法人に係る経営状況等の審査及び評価

条例に基づく県の主要出資法人に係る経営状況等の審査及び評価(以下、「団体経営評価」という。) については、公益法人制度などの制度的な改革への対応に伴い、平成24年度中に経営評価手法の見直しを行い、平成25年度の評価から適用する。

なお、現在、団体経営評価については、条例の規定に基づき県の出資等の割合が4分の1以上の外郭団体について実施しているところであるが、団体運営の透明性の確保や県民への説明責任などの観点から、評価の対象範囲を拡大するものとし、外郭団体として位置づけられている、県の出資等の割合が4分の1未満で県が筆頭出資者である団体に対しても、団体の独立性や自立的運営に配慮しつつ、当該団体及び出資者と十分な調整をはかりながら、評価の実施を要請するものとする。

(金融)

県の主要出資法人等に係る経営状況等の審査 及び評価の結果に関する報告書

> 令和5年9月 発 行 三重県総務部行財政改革推進課 〒514-8570 津市広明町13 電話 059-224-2231